

学校いじめ防止基本方針

令和6年 4月
白石市立福岡中学校

目 次

はじめに	
I いじめの定義	1
II いじめの理解	2
III いじめの防止等に関する基本的考え方	3
1 いじめの防止	3
(1) 基本的考え方	3
(2) いじめの防止のための措置	3
2 早期発見	5
(1) 基本的考え方	5
(2) いじめの早期発見のための措置	5
3 いじめに対する措置	6
(1) 基本的考え方	6
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応	6
(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援	7
(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	8
(5) いじめが起きた集団への働き掛け	10
(6) ネット上のいじめへの対応	10
4 その他の留意事項	11
(1) いじめ対策年間指導計画等	11
(2) 組織的な指導体制	11
(3) 校内研修の充実	11
(4) 校務の効率化	11
(5) 学校評価	11
(6) 地域や家庭との連携について	12
IV いじめの防止等の対策のための組織	12
1 「いじめ防止対策委員会」の設置	12
2 「いじめ防止対策委員会」の役割	12
3 「いじめ防止対策委員会」の構成	13
4 「いじめ防止対策委員会」の構成員の役割	13
V 重大事態発生に係る調査を行うための組織	16
1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）	16
(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認められるとき	16
(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、 早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき	16
(3) その他	16
2 「いじめ問題調査委員会」の役割	16
3 「いじめ問題調査委員会」の構成	16
(1) 福岡中学校において「いじめ問題調査委員会」を設置する場合	16
(2) 学校の設置者が調査主体となる場合	17
VI 重大事態発生に係る調査	17
1 事実関係を明確にするための調査の実施	17
2 調査の方法	17
(1) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合	17
(2) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合	18
(3) 調査を行う際のその他の留意事項	18
3 調査結果の提供及び報告	18
(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	18
(2) 調査結果の市町村長への報告	19
(3) いじめた生徒及び保護者への説明	19
(4) 他の保護者への対応	19
4 その他の留意事項	19
(1) 地域住民等への対応	19
(2) マスコミへの対応	19
(3) その他	19
<資料1> いじめ発見のためのアンケート	23
<資料2> 教育相談体制	24
<資料3> いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）	26
<資料4> 教師用・学校用チェックシート	27
<資料5> いじめ対策年間計画	30
<資料6> 学校評価の進め方	31
<資料7> 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」	32